

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成29年8月1日（火）

白井市役所3階会議室301

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 平成29年度教育費補正予算（第2回）に係る意見聴取について

7. 協議事項

協議第1号 白井第二小学校における小規模特認校の指定について

協議第2号 教育委員会事務事業の点検及び評価の進め方について

8. 報告事項

報告第1号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

9. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 川嶋 之絵

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 染谷 敏夫

教育部参事 吉田 文江

教育総務課長 岡本 和哉

生涯学習課長

川上 清美

文化課長

山本 敏伸

書 記

中村 秀樹

書 記

品川 太郎

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

- 井上教育長 これから平成29年第8回白井市教育委員会定例会を開会します。
本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

- 井上教育長 会議録署名人の指名をいたします。
石亀委員と高城委員に署名をお願いします。

○前回会議録の承認

- 井上教育長 前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○委員報告

- 井上教育長 委員報告を行います。各委員からお願いいたします。
○川嶋委員 私は7月10日の月曜日に、放課後子ども教室のコーディネーターとして中木戸公園に行っていました。1学期間通してやってきましたけれども、大きなけが、事故はなく、楽しく子供たちが参加してくれたなと感じました。

また、9月からの放課後子ども教室に向けて、事務局とコーディネーター、そして安全管理委員の皆さんで会議の場などを設けて、よりよい事業となるように盛り上げていきたいと思っております。報告は以上です。

- 井上教育長 ありがとうございます。
ほかにございますでしょうか。
よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○教育長報告

- 井上教育長 私から教育長報告を行います。

まず、7月6日に、学校保健会の主催の歯と口の作品審査会のほうに出席させていただきました。標語、書道それから絵画という3部門で作品が出品されており、そこから賞を決定いたしました。一昨年からですかね、今までは歯科の健康作品ということになっておりましたけれども、一昨年からは歯と口の作品審査会ということで、若干、口という部分がまだ周知が不足しているようで、歯だけ

の作品が多かったので、今後、口腔衛生と歯科衛生、両方を広めるような作品の募集を強めていきたいというお話がございました。

続きまして、7月7日金曜日ですけれども、第2回の教科書採択協議会が富里市で行われました。これによりまして、印旛地区採択協議会で、次年度から使用する教科書が決定されました。決定等の公開については、9月1日からということになっておりますので、それまでは非公開となっております。

それから、7月9日に郡市民体育大会の応援をさせていただきました。この日はサッカーの試合で、四街道市との対戦で、白井がPK戦の末、辛うじて勝ったと、サッカーのチームはそのまま決勝まで行って、準優勝という結果だったそうでございます。

それから、7月18日には、北総教育事務所長訪問がございました。大山口中学校と七次台小学校の訪問があり、そちらに随行させていただきました。どちらの学校も、準備等しっかり行っており、良い評価がされたと思いますけれども、所長のほうからは、次の課題に向けた学校の取り組みに期待したいというところのご指摘がございました。

それから、7月20日、総合教育会議がございました。これは市長のほうが主催して行われた会議ですけれども、皆さんも出席していただきまして、今後の白井市の教育について、意見等を市長のほうに述べたところでございます。

それから、同じく7月20日には、本市の臨時教育委員会議がございまして、印旛地区教科書採択についての決定事項をここでご報告したところでございます。

それから、7月22日土曜日でございますけれども、房総アドベンチャーの出発式に出席させていただきました。電車や徒歩を使って、房総のほうで生活をすることということでございまして、子供たちにとっても、良い経験になったのではないかなと思います。2名、病気によって体調を崩した子がいたようですけれども、その後、回復して、皆さん元気でいい体験をされたと伺っております。

それから最後に、先日、7月29日土曜日に、これは桜台地区のナイトウォーク、夜から深夜にかけて15キロ歩くという行事でしたけれども、子供たち約20人とボランティアと、主に青少年相談員の方々が中心になって、これも無事に終了したと伺っております。以上でございます。

それでは、委員報告及び教育長報告について、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 それでは、続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」、これにつきましては、個人に関する情報であるため、非公開がよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第1号については非公開といたします。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

本日の議事の進行につきましては、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、高城委員を指名したいと思います。

それでは、6の議決事項、7の協議事項及び8の報告事項の議事の進行について、よろしくお願いいたします。

○高城委員 ただいま、教育長より指名されました高城でございます。

これより、6、議決事項、7、協議事項及び8、報告事項に係る議事の進行を行いますので、ご協力をお願いします。

○議案第1号 「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

○議案第2号 「白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

○議案第3号 「白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

○高城委員 最初に6の議決事項についてお願いします。

議案第1号「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第2号「白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第3号「白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は関連がありますので、一括して説明をお願いします。

○川上生涯学習課長 まず、初めに使用料・手数料の見直しについて説明させていただきます。

資料の使用料・手数料のコストと見直しの検討結果についてご覧ください。

新たな使用料・手数料については、平成30年4月1日から実施する予定です。教育委員会関係では、2ページをご覧ください。

2ページは、議案第1号の西白井公民館、白井駅前公民館、桜台公民館です。3ページは、議案第3号の青少年女性センターでございます。

続きまして、4ページの上段をご覧ください。こちらは、議案第2号の学習等供用施設でございます。同じく4ページ中段のプラネタリウムにつきましては、使用料条例で一括して改正しますので、今回の議案には含まれておりません。

なお、今回、見直しした結果、6ページの市民プールについては、今までの施設費等を含めて受益者負担の原則で算出したところ、現状と変わらないため、据え置く形となっております。

また、7ページの白井市文化会館の使用料の見直しを行った結果、受益者負担率を100%としない理由については、市では文化芸術を振興するための拠点として、平成6年に文化会館を建設し、さまざまな文化事業が展開されているが、文化芸術のさらなる振興及び文化芸術団体を育成するため、使用料は受益者負担率を100%とせず、現在の額とし、平成29年度に今後の文化会館のあり方を検討し、その上で使用料を検討することとしております。

それでは、議案第1号から第3号について、一括して説明させていただきます。

議案第1号「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第2号「白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、それぞれ設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

提案理由としましては、施設やサービス等を使用している市民と使用していない市民の負担の公平

性に配慮した使用料・手数料を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第1号の裏面をご覧ください。

施設の名称、区分、金額の順番で説明させていただきます。

西白井公民館、工芸室340円、調理実習室710円、研修室340円、作法室340円、視聴覚室760円、レクリエーションホール960円。白井駅前公民館、研修室Ⅰ240円、研修室Ⅱ240円、作法室340円、調理実習室710円、視聴覚室760円、レクリエーションホール960円。桜台センター、研修室340円、作法室340円、調理実習室710円、視聴覚室760円、レクリエーションホール960円。

施行期日としましては、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

経過措置としまして、この条例による改正後の白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

最後のページに、議案第1号の資料として、改正案と現行が提示されております。

続きまして、議案第2号、1枚目をめくっていただきまして、裏面をご覧ください

区分、金額の順で、集会室340円、休養室Ⅱ340円、学習室（調理室）710円、学習室（視聴覚室）760円、大集会室960円になります。

附則の施行期日、経過措置については、議案第1号と同様です。

2ページ目に、議案第2号の資料としまして、現行と改正案を提示されております。

続きまして、議案第3号、裏面をご覧ください。

区分、金額の順で、研修室240円、会議室240円、調理室710円、レクリエーションホール960円。

附則の施行期日、経過措置については、議案第1号と同様です。

2ページ目に、議案第3号の資料としまして、現行と改正案を提示させていただきます。以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。

質問等についても一括してお願いいたしますので、発言の際はあらかじめ質問をする議案番号をお示しの上、お願いします。

それでは、ありましたらお願いします。どうでしょうか。

○小林委員 全部まとめてですけれども、公益性・公平性の観点からの見直しということで、料金が上がると思うのですけれども、来年度からですよ。来年30年ですよ。その前に、負担の市民からという、値上がりということになると思いますので、その周知については、どのような方法であるのかということと、財政が厳しくなって、だんだん厳しくなっていると思いますので、少しでも受益者負担にすることによって、ある程度予算の節約というか、そういう形にはなるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○川上生涯学習課長 周知の方法ですけれども、ホームページや広報の8月15日号で掲載するというふうに、担当課から聞いております。

○染谷教育部長 今のご質問ですけれども、所管が行革の担当になりますので、全体的な広報は、今言ったように、その広報、ホームページ等になりますが、それぞれの施設においても、現在利用して

いる方々には、窓口等での啓発、そういったものを通じて、影響がないように図っていきたいと考えております。

また、先ほど説明させていただきましたけれども、今回の見直しにつきましては、大きく二つございます。受益者負担ということですが、公民館の利用については、今までは昼間と夜間、2本立ての設定になっていました。新旧対照表見てもらうとわかると思うのですが、2本立てになっていたものを今度は1本にします。これは昼と夜間のコスト比較は、施設整備にかかわるものと維持管理にかかわるもので、それほど差が生じないということで、昼間と夜間は基本的には同じ料金で設定をさせていただいております。

それからもう一つ、これは資料でお配りしております使用料・手数料のコストの見直しの検討結果のところの2ページを開いていただきたいと思うのですが、今回の見直しは、施設の整備費と維持管理費をもとに算出をしておりますが、2ページの一番上に、西白井の公民館のところ、真ん中にコストとございますけれども、米印のついたものについて、1.5倍までの上限として設定をしております。本来であれば、コストのところの一番上の工芸室は、590円前後の値段設定になるのですが、昼間の230円に対して、1.5倍を超えますので、緩和措置として、この見直しについては、1.5倍の範囲の340円に設定をしております。これは3年後もう一回見直したときには、590円のところまで引き上げていくと。利用者の負担軽減、緩和ということで1.5倍の上限をもって、値上げをしているというところがございます。以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかにありましたら、お願いします。

○石亀委員 済みません。基本的なことかもしれませんが、指定管理者との関係というのはどうなのですかと思ひまして。料金に対して指定管理者は従うということなのか、指定管理のやれる範囲で多少の割引といたしますか、その辺はできるものなのですかね。

○高城委員 染谷部長お願いします。

○染谷教育部長 指定管理者との関係は、これが市で決定をしましたので、来年度からの実施に向けて、現在、指定管理者と協議をしております。その中で、指定管理者は当初の設定のところ、10円ないし20円値下げをして、例えば消費税分ぐらいの値下げをして、利用者の利便性を、あるいは負担軽減ということでやっておりますけれども、今回はあくまで市の条例の中でやっていきますので、それについてご理解をいただいた上で、さらにその中で値下げをするのか。これはあくまで市の上限ですから、あとは指定管理者が市との協議の中で、どれぐらいのサービスをどう持つていくのかというところは、指定管理者の判断になりますが、その際、設定料金については、その都度市と協議をして、それがいいのかどうか、場合によっては、このまま上限まで引き上げて、指定管理料を取ったときに、指定管理者としては収入が増えますので、利用者が減らない限りは、収入が増えます。収入がふえると、当初の指定管理料の設定のところでの収益の関係が変更になってきますので、これは十分調整をしないといけないということになります。

基本的には、今の指定管理料の中でやっていくのであれば、市の上限は引き上げられても、指定管理者としては、この引き上げ率については、収支計算の中で決定をされるのだらうというふうに思います。法令上では、指定管理者との協議の中では、市の条例で定められた金額というのは、あくまで上限になっていきますので、それ以内で指定管理者が設定をするということは可能でございます。以上

です。

○高城委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

ご質問がなければ、これから採決いたします。

採決については、議案ごとに行います。

それでは、議案第1号「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」お諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに異議がございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高城委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第2号「白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」お諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに異議がございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高城委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第3号「白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに異議がございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高城委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

○議案第4号 「平成29年度教育費補正予算（第2回）に係る意見聴取について」

○高城委員 続きまして、議案第4号「平成29年度教育費補正予算（第2回）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○高城委員 染谷教育部長お願いします。

○染谷教育部長 それでは、議案第4号「平成29年度教育費補正予算（第2回）に係る意見聴取について」ご説明いたします。

本案は、平成29年第3回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたことによるものでございます。

では、裏面の1ページ及び2ページをお開きください。

こちらは今回、教育部各課から総務部財政課に予算を要求した補正額の一覧でございます。まず、概要を説明させていただき、その後、各所管の課から詳細を説明させていただきます。

最初に、一般会計の歳出でございます。12件で総額5,639万3,000円、歳入につきましては、3件で総額699万9,000円を補正額として、予算要求をしているところでございます。

なお、歳出の一般職員等の人件費の補正につきましては、各課等において共通した内容となりますので、一括してご説明をさせていただきます。

例年、9月補正予算では、現在の職員配置の状況により職員の人件費の補正額を計上することとしております。これは当初予算では、毎年1月1日現在の職員配置による給与等により人件費を計上し

ておりますが、その後の4月の人事異動や昇給、昇格等に伴いまして、当該年の7月1日現在の職員配置による給料及び職員手当等に合わせ、人件費の補正額を計上するものでございます。

また、共済組合の負担率の変更にかかわる負担金及び一部の課における事務量の増に伴う時間外手当の増額をあわせて計上しているものでございます。

9款、教育費の人件費の補正額につきましては、表の1番目の9款1項2目、事務局費、一般職員人件費、補正額1,137万8,000円の増から7番目にあります9款5項1目、保健体育総務費、一般職員人件費、これはマイナス367万9,000円を補正額として、それぞれ予算要求をしているところでございます。この人件費につきましては、総額で1,344万3,000円の増ということで要求をしております。

次に、人件費以外の補正額でございます。

下から3番目の生涯学習課の2款1項9目、複合センター費でございます。複合センター施設の維持管理に要する経費で、これは複合センター3施設分の通常の施設修繕費50万円を増額するもの、それから、西白井複合センター駐車場整備設計業務委託料168万2,000円、同じく西白井複合センター駐車場整備にかかわる工事請負費1,144万8,000円を、それぞれ補正額として計上してございます。

続きまして、下から2番目の学校教育課の9款1項3目、指導費、学校運営の支援に要する経費でございます。これは白井第二小学校の小規模特認校にかかわる通学区域審議会や地区説明会の開催により、委員の報酬額4万7,000円と、会議費として食糧費9,000円を補正額として予算要求をするものでございます。

また、非常勤職員の社会保険料について、社会保険料の加入要件の改正により57万3,000円をあわせて要求をしております。

続きまして、教育センター室の9款1項4目、教育センター費、教育相談事業におきましては、教育支援センター等の設置促進支援事業に取り組むため、教育相談員及び指導主事の旅費8,000円を補正額として要求をしているものでございます。

2ページに移りまして、1番目の教育総務課の9款3項3目、学校建設費、中学校施設改修等に要する経費でございます。これは一つ目として、委託料452万8,000円、これについては、七次台中学校のトイレ改修工事を行うためのトイレ改修実施設計委託料及び大山口中学校の図書室増築に伴う引越し業務の委託料として要求をしているものでございます。

二つ目として、工事請負費1,616万7,000円につきましては、七次台中学校のプール改修工事及び桜台中学校のテニスコート改修工事を行うため、補正額として要求をしたものでございます。

三つ目として、備品購入費671万8,000円は、大山口中学校の図書室増築に伴います必要な備品を購入するため、補正額として要求をするものでございます。

続きまして、文化課の9款4項9目、文化会館費、文化会館管理運営に要する経費でございます。これは、4月に職員の退職に伴い非常勤職員を1名雇用したこと。また8月からは、療養休暇に入る職員がいるため、さらに1名を非常勤職員として雇用するため、賃金127万円を補正額として要求したものでございます。

次に、真ん中の表になりますが、歳入につきましては、先ほどの歳出の学校建設費にかかわるものとして611万6,000円、教育センター費にかかわるものとして88万1,000円、それから、

文化会館費にかかわるものとして2,000円を、それぞれ補正額として要求をしたものでございます。

次に、一番下の表二つになりますが、学校給食共同調理場事業特別会計のまず歳出でございますが、1件で総額11万4,000円、歳入につきましても、同じく1件で総額11万4,000円を補正額として要求しているものでございます。

特別会計では、歳出と歳入の補正総額は同額として対応するものでございます。

なお、歳出の一般職員人件費の補正につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、一般会計と同様の理由によるものでございます。

これらの要求額につきましては、8月中旬以降に補正額が確定しますので、確定したものを次回の9月の教育委員会定例会で報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、詳細につきましては、順次、担当課から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○高城委員 ありがとうございます。

○川上生涯学習課長 それでは、3ページをご覧ください。

初めに、生涯学習課でございます。歳出でございますが、複合センター費、2款1項9目、複合センター施設の維持管理に要する経費、補正額合計1,363万でございます。

内容でございますが、11節、需用費、補正額50万円で、西白井複合センター、白井駅前センター、桜台センター3館にて、施設整備や消防設備の不具合による緊急修繕が集中し、下半期修繕費が不足するため、補正するものでございます。

続きまして、13節、委託費につきましては、複合センター駐車場設計業務委託料、補正額168万2,000円、西白井複合センター駐車場増設に伴う実施設計業務に係る委託料でございます。

続きまして、15節、工事請負費、複合センター駐車場整備工事で補正額1,144万8,000円、これにつきましては、西白井複合センター駐車場整備に係る工事費でございます。

主な工事内容でございますが、中庭にアスファルト舗装により23台分の駐車場及び出入り口を確保するものでございます。

補正の理由でございますが、西白井複合センターは、慢性的に利用者駐車場が不足していること及び朝夕は清水口保育園利用者の保護者が園児の送迎で駐車場を利用していることから、路上駐車等により支障が生じており、安全対策を早急に講じなければならない状況です。

そのため、西白井複合センターの中庭を駐車場に整備するため、補正するものでございます。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

○吉田教育部参事 それでは、資料の5ページ、6ページをご覧ください。学校教育課です。

学校運営支援に要する経費、補正額の合計が62万9,000円となります。

内容につきましては、1節、報酬、通学区域審議会委員報酬となります。補正額が47,000円です。

補正理由といたしましては、白井第二小学校を小規模特認校に指定し、学校区外からの就学等について検討したため、通学区域審議会を2回開催する予定です。

委員報酬については、当初1回分を予算計上しておりましたが、2回開催とするため、補正するも

のです。

なお、委員につきましては、10人以内ですが、学校長3名は無報酬ですので、7名分を計上しております。

続いて、需用費、食糧費、補正額9,000円です。

理由としましては、通学区域審議会、説明会にかかわる会議費として補正するものです。

なお、説明会については、地域住民の方々へ白井第二小学校の小規模特認校の指定にかかわる制度概要の説明やご意見をいただくものでありまして、2回の開催を予定しております。

6ページです。負担金補助及び交付金ということで、臨時職員等の保険料の負担金、補正額57万3,000円、これにつきましては、社会保険の適用拡大に伴いまして、非常勤職員、用務員さん3名、社会保険へ加入したため、補正するものです。

続きまして、7ページ、教育センター室にかかわるものです。

事業は教育相談事業です。補正額合計8,000円となります。これにつきましては、費用弁償が教育相談員の4,000円、それから普通旅費が、指導主事分の4,000円です。これらにつきましては、教育相談員の県の連絡協議会及び地区別教育相談ネットワーク会議、これが年に2回ありまして、その参加のための交通費となっております。以上です。

○染谷教育部長 それでは、8ページから10ページまで説明させていただきます。

最初8ページですが、学校建設費、9款3項3目、中学校施設改修等に要する経費でございます。補正額は452万8,000円でございます。

内訳は委託料として、まず、七次台中学校トイレ改修工事実施設計委託料として280万円、二つ目として、大山口中学校図書室引越し業務委託料として172万8,000円でございます。

積算の根拠でございますけれども、トイレ改修委託につきましては、業者からの見積金額をもとにして、市職員が委託料を設計後、計上したものでございます。

引越し業務委託料については、業者からの見積金額で計上したものでございます。

補正の理由でございますが、七次台中学校については、大規模改修工事を行っていないため、トイレの洋式化及び多機能トイレを設置する工事を行うためのトイレ改修実施設計委託料を補正するものでございます。

トイレにつきましては、現在、七次台中学校、それから池の上小学校、桜台小中学校の4校が大規模改修を行っていないため、順次、整備を急ぐ必要がございますが、一番古い七次台中学校から着手して、おおむね3年程度かけて、順次、整備をする予定としております。工事については、来年度になります。

次に、大山口中学校図書室引越し業務委託料につきましては、既存の図書室から増築する図書室へ図書を移動するため、引越し業務を委託するものでございます。大変大きな資料等がございますので、それらの引越し業務を業者委託ということで進める内容でございます。

中学校施設改修等に要する経費については以上でございます。

次に、9ページをご覧ください。

同じく中学校施設改修等に要する経費、補正額の合計が1,616万7,000円でございます。

内訳は、工事請負費として、最初に七次台中学校プール改修工事費が748万5,000円になります。二つ目として、桜台中学校テニスコート改修及び駐車場整備工事費として868万2,000

円でございます。

積算につきましては、プール改修工事及びテニスコート改修工事については、業者からの見積金額をもとにして、市の職員が委託料を設計後、計上したものでございます。

補正の理由につきましては、七次台中学校プール改修工事については、水槽内の塗装が老朽化により剥がれ、けがをするおそれがあることから、塗りかえを行うため、工事費を補正するものでございます。

桜台中学校テニスコート改修工事については、平成23年頃から使用に耐えられない状態となり、現在は、十余一公園のテニスコートを部活動で使用しており、練習に支障を来していることから早急に改修工事を行うため、補正するものでございます。

なお、この桜台中学校のテニスコートの工事につきましては、保育課と協議をして、現在学童保育用として使用しています建物について支障があるため、10月から新たな学童保育所に移転した後、解体とあわせて行うということであり、解体後、建物があった場所については、駐車場として再整備をするものでございます。9ページについては、以上でございます。

次に、10ページでございますけれども、同じく中学校施設改修等に要する経費の補正額として、671万8,000円でございます。

内訳は、備品購入費となっております。

積算については、学校と協議しながら、学校備品カタログ等をもとにして、市職員で設計し、計上したものでございます。

補正の理由でございますけれども、大山口中学校の図書室増築及び既設図書室の一般教室改築に伴い、それぞれの必要な備品を購入するため、備品購入費を補正するものでございます。

まず、普通教室については、机、椅子、大体80セット分、それから教卓、時計、それからカーテンなどとなっております。図書室については、机、椅子、それからパーテーション等となっております。以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。

○山本文化課長 資料の11ページをお願いします。

文化会館管理運営に要する経費、補正額の合計が127万円になります。

補正理由につきましては、記載のとおり、職員の退職により4月から非常勤職員を1名増員及び正職員の療養休暇により、8月からさらに非常勤職員1名増員をしたためです。

文化会館につきましては、29年度当初、職員3名、臨時職員1名の4名体制でスタートしました。その中で、4月早々、その新人職員なのですが、4月3日の日にもう退職したということと、それから正職員1名、この8月から、実は以前も病気をしたことあるのですが、その病気が再発したということで、8月から手術を含めて療養に入ります。順調に行けば、1カ月程度で出勤はできるような状況だと思っておりますが、手術の内容によっては、3カ月から5カ月程度要するようなケースも考えられます。そういったことで、この8月から正職員1名、臨時職員3名で会館のほうを運営していきます。

1名については事務補助ということで、継続した臨時職員さんをお願いして、まず4月からお願いしている職員につきましては、市役所職員の経験者、それから、8月からここで新たにお願いする臨時職員については、元職員であり、かつ、文化会館経験者ということで、非常に専門性を必要とされ

る部分があるので、そういった形で臨時職員体制を主に、あくまでも職員が指示していく体制なのですけれども、そういった非常に特殊な形で運営してまいります。

今回の補正額につきましては、こちらの賃金の増加になります。当初予算196万4,000円だったところを、29年度執行見込額が323万3,830円見込まれますので、不足額を127万増額するという形です。

積算根拠の主なものとしては、4月から3月までの勤務時間878時間と、8月から3月までの勤務時間672時間、こういったものが主になります。

3番の交通費及び欠勤の減ということで、4万7,670円ありますけれども、こちらは既に7月までにもう発生して残金を減額するものです。文化会館については、以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

○染谷教育部長 それでは、歳入の説明をさせていただきます。

12ページをご覧ください。

国庫支出金、教育費国庫負担金、14款1項2目になります。これは大山口中学校図書室増築・校舎一部改修に対する国庫負担金で、補正額の合計が611万6,000円でございます。

補正の理由につきましては、公立学校の増築に対する公立学校施設整備費国庫負担金の国で定める面積単価が増額になったことに伴い、国庫負担金が増額となったため、補正をするものでございます。

なお、この補助金につきましては、総事業費のプラス事務費、これ総事業費の1%に相当する額ですが、その2分の1以内の補助ということでございます。

なお、今回の補助については、図書室の増築分にかかわるものでございます。改修についても本来補助対象でございますが、補助対象の経費が、下限額が2,000万円になりますが、今回の改修では2,000万を下回るため、補助対象とならない理由でございます。私のほうからは以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。

○吉田教育部参事 それでは、13ページをご覧ください。

教育センター室、歳入の部です。県支出金、教育費委託金、教育支援センター等の設置促進支援事業の委託金、補正額合計88万1,000円です。これにつきましては、不登校児童生徒の課題解決を図るため、千葉県教育委員会から「教育支援センター等の設置促進支援事業」を受託することに伴い、補正をするものです。

これにつきましては、訪問相談員の本橋先生の件でございまして、去年、要望いたしまして通りました。これにつきましては単年度の契約ということで、本年度につきましては、年度当初、要望が通るかわからなかった次第ですが、これが通ったということで歳入ということになります。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

○山本文化課長 14ページをご覧ください。

諸収入、雑入の補正になります。補正額は2,000円。

内容としては、臨時職員等雇用保険負担金の増になるものです。先ほど説明しました非常勤職員2名を雇用するために、個人が負担する保険金が増えますので、それを補正するものです。

なお、積算根拠の中で、実際に雇用する2名の職員と総時間数が一致しませんけれども、こちらについては持っている予算の中で、実は年間掛け金が1,000分の4で予算計上したところ、国の方

針から1,000分の3というような率の変更になっておりますので、若干予算に余裕があるということで、必要な部分、必要な金額だけを補正するというので2,000円になっております。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

○吉田教育部参事 15ページをご覧ください。

学校給食共同調理場についての歳入の件です。繰越金、補正額合計11万4,000円です。

補正理由につきましては、特別会計上においては、歳入・歳出を同額に調整する必要があるため、歳出の補正に伴い、歳入の不足分を平成28年度からの繰越金を増額補正し、対応するものです。以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。

議案第4号について、ご質問等がございましたらお願いします。

教育長をお願いします。

○井上教育長 二つあるのですけれども、一つは1ページ、表ですけれども、一番下の教育相談事業に黒丸がついているのですけれども、この黒丸は何か意味があるのかなということ、何かなさそうな気もするのですけれども。

もう一つは、大山口中の図書室の引っ越しのお金が、8ページの引越し業務委託が172万8,000円という数字で、素人から考えると、図書をきっと運ぶのだと思うのですけれども、すごく高いなという素人的な考えで。だから、どんなふうにも、どのように運ぶ作業なのかなというのがちょっと、172万というのは、結構大人数で何か大がかりの引っ越しなのかなとかと。引っ越し頼むと、5万ぐらい取られたりする業者もある。ちょっとしたところなのですけれども、というのをお聞きしたいです。この二つです。

○染谷教育部長 1点目の1ページの教育センター室の教育相談事業の前の黒丸ですけれども、これは市の重点事業として設定されている事業で、予算書上も黒丸で表示しており、同様に黒丸をつけて表示しているものです。

○井上教育長 わかりました。そうすると、先ほどの説明書のほうにも、02事業で黒丸がついている、ほかにもついているのですけれども、詳しい説明のほうの。これはあまり意味がなくて、これは単なる記号というような感じなのではないでしょうか。例えば、7ページの教育相談事業というのに左に黒丸がついていて、8ページの中学校施設改修等に要する経費も前に黒丸がついています。済みません、つまらないところこだわって。

○染谷教育部長 3ページ以降の、これも表示の仕方ですね。

単に表示上、そういうふうにも二重丸にしたり、黒丸にしたりしてやっておりますが、そういう位置づけにしております。表示については、もう少し今後精査して、しっかりしたものになりたいと思います。

○井上教育長 はい、わかりました。

○高城委員 ありがとうございます。

○染谷教育部長 それと8ページの引っ越し料でございます。図書室の引っ越し料ということで、これは引っ越しの専門業者、特に学校関係の図書の関係の引っ越し業者ということで、現在、図書室には書架のところに、きれいに順番に並んでいます。それをそのまま梱包して、それから新しい図書室

へ持って行って、そこでまた、図書の担当の先生から指示を受けて、それに合わせて並べていくという大変細かい作業がございますので、それでこのような金額になっているということでございます。

○井上教育長 今の部分についてですけれども、わかればで結構ですけれども、これは何人ぐらいで何時間ぐらいで、何日というのですかね、やる感じなのですか。わからなければ結構です。また、後で教えていただければ。

○染谷教育部長 今、手元にその見積書、設計書等を持参していませんが、専門の業者ですから、それほど多い数にはならないとは思いますが、これは予算要求の段階で、財政からは学校の先生、それから生徒を使ったらどうだというお話がありましたけれども、やはり怪我をされたり、それから図書がばらばらになったりという危惧がありますので、専門業者を使いたいということでお願いをしたところです。

○井上教育長 はい、わかりました。

○高城委員 よろしいですか。

○井上教育長 はい。

○高城委員 ほかにございますか。

○石亀委員 3、4ページなのですけれども、複合センターの中庭を駐車場に整備するというので、随分前に駐車場にしたらどうかという話があったのが、使い方をもう一回考え直すということで、駐車場じゃなくなったような経緯が随分前にあったような気がします。

その後、総合会議だったか何だったかは定かではないのですが、保育園にしたらどうかとか、そういう話も、意見というか、案というか、その程度のことなのですけれども、あったように思います。

それで、結局駐車場になるということになったのですけれども、そのあたりの駐車場は本当に車がなくて、前もずっと車が止まっている状態なので、地元の方は駐車場が足りないなど思っていると思いますが、駐車場になることについては、特に、ああ、そうなのかなということなのですけれども、その辺のもう古い話になるかもしれませんが、その辺の経緯がもしわかれば、教えていただければと思います。

○高城委員 川上課長お願いします。

○川上生涯学習課長 わかる範囲であればなのですが、もともと27年の1月に、もともとそこを使っていた高齢者クラブの関係で、ゲートボール場を今まで使っていました。その辺につきましては、もうゲートボールをしないのでというような部分がありました。

その後として、その年度、ちょうど平成27年1月ですから、26年度末ですかね。その部分で、当然、当初予算でもその辺はとり得なかった部分がありますけれども、その27年の8月の教育委員会会議で諮りまして、補正でやるという段取りまでは、その時点ではされておりました。

その後、そのことについて、その9月の補正予算で、計上しなかった部分については、どうしてもという部分が、済みません、わからない部分になってしまうのですが、もともとゲートボール場で使っていたと、それは断定的なものかどうかというのは、もともとありますけれども、駐車場そのものについても、西白井駅前については14台というようなことで、台数も少ないというようなことからしますと、路上駐車とか、先ほど申したように、清水口保育園ですか、そちらのほうの利用についても、近々、最近もですか、駐車場の中でのトラブルだとか、西白井のセンターの利用者とのトラブルだとか、そういうのも聞いておりますので、1日も早く整備をしたいというふうに考えていると、以

上です。

○高城委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○石亀委員 予算が計上、結局、ゲートボールだったことを思い出しましたけれども、ゲートボール場の後、駐車場にするけれども、別の使い方を検討するというような理由で計上されなかったような気がしたので、何かあった、いろいろな案があった上で、しばらくは経って、結局、駐車場になったのかなとちょっと想像しただけなのですけれども、いろいろな話し合いがされたのであれば、わかればなと思っただけです。

予算計上されなかったということ、何かそのときはほかの使い方を検討したらどうかというようなことが言われたように思いましたので、聞いてみました。

○高城委員 よろしいですか。

○染谷教育部長 今回の駐車場整備につきましては、27年当時、検討されたというところですが、それがいつの間にか頓挫をしてしまったと。その頓挫をした理由というのは、今、石亀委員さんからありましたけれども、明らかでない。事務局のほうでも確認をしても、その辺がまだ明らかでないのですね。

ただ考えられるのは、ゲートボール場としての利用がまだ一部ですけれども、あったと。その後、七次第一公園にそのゲートボール部の会場は全て移ったということで、この1年見ても、使用がされていない状況にあります。そういった中で、先ほど川上課長も言いましたように、保育園の送迎用の待機場所としての位置づけもされた中で、今の駐車場ではもう狭くて、非常に利用者同士のトラブルが、保育園前では路上駐車、列を成して送迎をしているというような状況があって、大変、交通安全の観点からもよくないということで、実は保育課では、周辺の公園を改修して駐車場を整備したいという提案があったのですが、その27年度当時も保育園の送り迎えの待機場として、複合センターの駐車場整備というのが一つの目的として挙がっておりましたので、今回改めて、その状況を確認して整備するというところでございます。

ですから、二十数台整備をしますけれども、朝夕については、保育園送迎用の優先駐車場というのを半分以上確保した中で運用をしていくと。通常の間時間帯は複合センターの利用者ですけれども、保育園の送迎時間帯は、優先駐車場としての活用も視野に入れて整備をしていくという状況でございます。以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。よろしいですか。

○石亀委員 ありがとうございます。では、駅に近いということで、待機児童の解消というようなことも、当時いろいろ話があったと思うのですけれども、そこに何かそういった施設ができるといいなという思いもあったと思います。それはなくなるのですけれども、今現在、話がそれるので、あれですけれども、待機児童の解消というようなことも今後、どれくらい解消されているかという最近今、話題に出ていないと思うのですけれども、そのあたりのことを含めて、駅周辺にそういったものがあるといいなということもあると思いますので、別途、そういうことも検討していく必要があるのかなというふうには思いました。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。ほかにございますか。

○川嶋委員 今の件なのですけれども、私はその清水口保育園が複合センターの駐車場を利用するというのを今初めて知って、びっくりしているのですけれども、今も現在も利用している、あの狭い

ところでやっているということですね。そこで事故がないのだったらいいのですけれども、今回23台分の駐車場をふやすということは、大分死角もふえてくると思いますし、清水口保育園の敷地内ではありませんし、そこら辺の警備の安全性というか、そこら辺は本当に重視していただきたいなというふうに思いますし、ちょっと怖いなというか、その利用者さんは、中には私のように知らない方もいらっしゃるのです、その保育園とその利用者さんのトラブルがないように、さらに大変になるのかなというような気もしますので、とにかく子供が安全であることを第一に考えていただきたいなというふうに思いました。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

○染谷教育部長 今のご要望だと思うのですが、駐車場整備した後の運用については、安全第一ですから、当面は保育園とも連携をして、管理の方法については協議させていただきます。その中で一定期間、シルバーに監視を求めるとか、そういったことも一つ必要かなと。子供たちの送り迎えをするスペースというのは、清水口保育園に待機場場であるのですね。車がスルーをするところもあるのですけれども、それを待つための路上駐車がいっぱい並んでしまうのですね。ですから、一時待機として複合センターに一時いていただいて、順番に入ってもらおうか、あるいは子供たちを迎えに行つて、複合センターに連れてきて出ていくかという二つありますので、子供たちの横断も含めて、安全確認が大変重要だと思いますので、それは保育課と調整してやっていきたいと考えております。

○川嶋委員 もう一ついいですか。

○高城委員 川嶋委員。

○川嶋委員 もちろん公の場所ですから、無料になりますよね。周辺に駐車場有料ですけども、たくさんあるのですね。しかも、とても高いのです。周辺の施設やお店を利用すれば、若干の割引はありますけれども、何か土地的にはすごく高い土地を使って23台分の駐車場をつくっていただくというところで、物すごく、これは保育園の関係者にとってはありがたい、利用者にとってはとてもありがたいことだと思うので、そういうこともPRじゃないですけども、利用しやすい複合センターということで、利用率が上がると思いますので、それはとてもいいことだとは思いました。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかにいいですか。

高城です。9ページの七次台中学校プール改修工事の件です。プールが中学校いっぱいあって、主に中学校5校、壊れたらもう修理はせずに、市民プールを利用ということも聞いたことがあるのですけれども、今回の修理は割と安くできるからというか、まだ将来性があるから修理するというのですか。

○染谷教育部長 学校プールについては、市民プールを拠点施設として使っていくということで一定の方針は出されておりますが、大規模な学校については、その対象としていないというところがございます。

まず、小学校については、第三小学校、それから大山口小学校、それから七次台小学校ですかね。この3校は大規模校ということで、移すことが学校運営上、支障があるということで移せないという状況ですので、ここは引き続き学校プールを修繕等して活用していく。それから、中学校についても、やはり同じく大規模な中学校については、当面は学校のプールの修繕をして活用していくということで、大中と七中、これはもう今の児童生徒数の推計からして、相当期間、大規模な学校として維持さ

れますので、これはやっていくということで。実は七次台中については、昨年、既に足をすりむいたという、怪我をしたという事例がありますので、当初予算で本当は要求してあったのです。ただ、予算の枠配分みたいなものですね、これ次年度に、あるいは補正で送ってくれと、当初で予算組んでも、この夏を過ぎてからの工事になりますので、9月補正ということで、ここで改めて上げさせてもらったというところです。以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。体育館でもバレーボールでスライディングしたら、手に傷を負ったとかありますので、プールもはだしですので、それでは修理のほうよろしくをお願いします。

ほかにありますか。

それでは、議案第4号について、ご質問等がありましたらお願いします。

もう全て質問は終わりました。

ご意見がないようですので、議案第4号について、お諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○高城委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

以上で、議決事項を終わります。

休憩に入ります。3時半まで休憩といたします。

午後3時20分休憩

午後3時30分開議

○協議第1号 「白井第二小学校における小規模特認校の指定について」

○高城委員 7の協議事項についてお願いします。

協議第1号「白井第二小学校における小規模特認校の指定について」説明をお願いします。

吉田参事お願いします。

○吉田教育部参事 それでは、協議第1号「白井第二小学校における小規模特認校の指定について」ご説明いたします。

本協議は、白井第二小学校の活性化に向けた今後の取り組みについて、小規模特認校の指定にかかわる実施概要、今後のスケジュールについて協議させていただくものです。

裏面をご覧ください。協議第1号資料になります。

1、実施概要について。近年の経済・社会情勢や地域の土地利用などの変化により、学校規模の格差が生じていること及び学力向上等の学校の魅力づくりの必要性が高まってきていることから、新たな支援が求められているところです。

特に、児童数が減少し小規模校となっている白井第二小学校については、活性化に向けた支援が急務となっていることから、その方策の一つとして、小規模特認校に指定するものです。

小規模特認校とは、学校教育法施行令第8条に基づく就学指定校の変更制度の中で運用するものとします。通常の学区と異なり、通学区域を広げて児童の募集を行う制度です。この制度はあくまでも当該学校の教育活動・特色に共感を持つ児童・保護者が希望し、入学許可条件をもとに白井市教育委員会が就学を認める制度です。

小規模特認校に指定し、特色ある教育活動を展開する中で、豊かな人間性を培うとともに児童数の適正化を図っていこうとするものです。

続きまして、2番の指定までのスケジュール（案）です。

特認校指定要綱を8月中旬に作成いたしまして、9月は教育委員会議において、それを審議していただく。また、通学区域審議会委員の委嘱、1回目の通学区域審議会を開催いたします。10月は、2回目の通学区域審議会、1回目地域説明会、募集要綱の作成に取り組みます。11月は、教育委員会議にて、通学区域規則改正についての審議、2回目の地域説明会を開催いたします。制度の周知につきましては、12月「広報しろい」、ホームページの掲載、募集要綱等の配布を予定しております。1月から3月にかけて、学校見学、校長面接、申請受付等の就学手続を進めていく予定です。以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。

協議第1号について、ご質問などがございましたらお願いします。

○石亀委員 第二小の小規模特認校の指定ということで、今後話を進めていくというのは非常にいいことだと思います。もしわかればいいのですけれども、今後の二小の児童数の見込みというのは、大体わかりますか。

○高城委員 吉田参事お願いします。

○吉田教育部参事 6歳の年長で17人。それから今、5歳の年中21人、4歳の年少12人ということで、今年度が今91名ですが、来年度は新1年生が17人ということですが、ここ何年かを見ておきますと、七小学区区域外で、また、桜台小に各年度で1名ずつ入っておりますので、10名前後もあり得るのかなというふうに考えられます。そうしますと、90名を割り80人ぐらいですかね。そのような形になるかなというふうに見通しております。

○高城委員 ありがとうございます。

石亀委員お願いします。

○石亀委員 済みません、続いて、このスケジュールなのですが、3の教育委員会議で実施概要、スケジュール案というのがあるので、まだこれって考えているという、これからまた考える、細かいことは考えていくということだとは思いますが、順当に行くという感じになるのかもしれないのですが、制度の周知とか就学手続で初めて、年明けから学校見学というふうになっていきますけれども、この辺って、早いところから並行してやっていくというわけにはいかないのですかね。

例えば、運動会とか、何か学校行事とか、その学校の特性のあるものを早くから見てもらったほうが、より行きたいなと思う人もいるかもしれませんし。

今後、こういったことで、4月以降も児童の募集はやっていかれるものだと思いますけれども、今年度のこのスケジュールでしか、難しいのかもしれませんが、何か秋からいろいろ行事もあるので、もったいないに思いました。しょうがないのかもしれませんが、そのような感想というか、スケジュール的にはどうも、何ていいますかというか、済みません、はっきりしないですけれども、そういうふうにざっとですけれども、思いました。

○小林委員 関連して質問します。運動会のときに、次年度の来る予定の生徒が来ていますね。最終的に桜台中と、そういうことで4月までになるのですけれども、親が学校を選択するというのは、そういう時期というのは、正式にこちらから行くとか、そういう時期というのはいつごろになるの

でしょうか。

○吉田教育部参事 就学健診が11月ごろ終わりますので、それをもとにし、就学指導委員会がありまして、12月の末ぐらいには、新入生に対しては通知を出すようになっております。先ほどもありましたが、この小規模特認校に認定するというこの流れですが、通学区域審議会また地区の、地域の方の説明会等も含めると、この日程がぎりぎりということになるかなと思います。

運動会や、あと二小につきましては、11月に二小祭がありますが、それらにつきましては、毎年回覧板を使いまして、地域には周知しているところですが、二小以外につきましては、ホームページ等で、あと学校だよりですか、できるだけ広めるような形で進めていけるといいなというふうに思っております。学校と連携しながら。

○高城委員 ありがとうございます。

○小林委員 それに関連しまして、前に出た学童の関連ですけれども、職場が例えば桜台だと、そちらに勤めている親の場合は、そちらのほうに行かせるのだという、そういううわさを聞いているところもありますので、もしそれに、特認校、それに関する情報というか、それに関連して、学童の時間が、最低の時間かかると思うのですけれども、将来的にそういうことも含めて、情報としてあるのではないので大分違うと思いますので、特認校の指定とあわせて、将来を見据えた情報というのを早く、この地域の保護者に与えていくことも必要だと思います。

○高城委員 ありがとうございます。

○吉田教育部参事 この方策の一つとして、小規模特認校の指定が一つ。それから大きい、もう一つの方策としては、今小林委員さんからありました学童の設置だと思います。学童につきましては、ただいまのところ保育課と生涯学習課の放課後子どもプラン等含めて進めているところです。できれば、この小規模特認校の指定に関するポスター等を張るときに、何年度より学童も設置予定というような部分が大きいと思いますので、情報を掲載できたらいいなと思いますが、早くて、来年度の10月ごろですか、遅くとも再来年度の4月からは、学童のほうを第二小学校にもオープンできるといいなというふうに検討しているところです。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○川嶋委員 周知が遅すぎるかなというふうに感じます。なぜならば、私が子供を最初に就学時健診というときに、初めて公立小学校、あなたはここに通うのよと言って、一緒に手をつないで通学路を歩く。それも一つの親子の楽しみでもあります。それが最初に、あなたはここに行くのよと期待を持って、学区の小学校に健診にまず行くわけですね。

そう思っている親子が、急に特認校だからといって、もしかしたら見たこともない第二小学校へ学区変更を希望するというのは、特別よほど何かがない限りは厳しいのかな。今の段階で第二小学校がすばらしいのだよといううわさとか、そういうものがあれば、あっ、いい機会だわというふうに保護者は捉えるのかなというふうに思うのですが、この周知がもっと早ければ、この夏ぐらいにでもあったら違うのかなと思うのですけれども。

例えば、じゃあ、何で第二小学校に行ってみようかなと思うきっかけの一つとしては、近所でのトラブルに悩んでいる保護者は結構多いのですね。ですから、あえて別な学校にという、幼稚園の選び方がそうだったりもするので、そういう方法として、一つすごくあると思うので。これが再来年の事

業だったら、とってよかったのになと思うのですけれども、周知が何とか少しでも早められないのか。親が子供にここでもいいけれども、ほかにもいい学校あるのよというような感じで、学校見学にいつでも行ける、門があいているとかという、それぐらいは早めに何とかできないかなというふうに思いました。

またもう1点が、学童の設置なのですけれども、確かに、七次台小学校に学区外で入ってきているお母さんが、学童がないからねという方が入っているのは、知り合いがいるのですけれども、じゃあ、もし学童が設置したら、どれぐらいの利用者がいるのだろうか。今は放課後子ども教室がとても充実しているふうに伺っておりますので、もしかしたら、放課後子ども教室でいいのじゃないかなと思っている保護者さんもいるのではないのかなと。学童も安くはないですから、いろいろ見込みはどののだろうか。その内部での要望はどれほどあるのだろうかというのを知りたいですね。

あとは、その周知なのですけれども、今在学中で、もう1年生のお子さんが学校を移動しようというのはなかなか難しいかなと思うので、全新1年生に対して早目の周知というのがあったらいいのかなというふうに思いました。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○井上教育長 今後、二小の特認校を含めた魅力ある学校づくりという流れでやってきて、周知が早ければ早いほうがいいというのは、私もずっと思っていたところなのですけれども、まずは、この教育委員会で、このことをしっかり話し合っという。多分これが、お話が出てから、5月6月、3回ぐらいの経過でやってきていると思うのですけれども、その経緯は必要だったかなと。それと同時に、今周知とかというのは、もちろんできないわけですし、最終的には通学区域審議会の決定がなければ正式な周知はできないので、万が一やりそうだと、やりそうだと行って、期待持たせて、結局やりませんでしたということになると、それはそういうことのほうが非常に大変なことになるので、ここはやむ得ないかなと。

ただし、この教育委員会議も、この議事内容等は公開されているわけなので、この協議で白井第二小学校における小規模特認校の指定についてということは、協議第1号に出ていますから、興味がある方は、ここ見ると、ああ、第二小は何か動いているのだなというような。で、小規模特認校って何だろうとかというような流れにはなっていくとは思っていますので。ですので、これについて話し合っていますよということは、皆さん方も教育委員会も言うことはできますので、決定するかどうかはわからないけれども、もう既にこの協議はしていますよということについては、もう議題に載っていますから、協議しているという段階のお話は、しても結構なのじゃないかなと。

ただ期待持たせて、何かの理由でできなくなりましたといったほうが、その希望を持っている方々には、ものすごいダメージになってしまうので、そのような状況かなと思います。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○川嶋委員 通学区域を広げることによって、安全性の確保というのが欠かせないと思うのですけれども、スクールバスについてまでは考えているのかどうか。もしも、それがなくなると、もうほぼ自宅送迎をするしかないのか、小学生でも高学年は自転車通学をオーケーとするのかということまでは、まだ何もお話しはない段階ですか。

○吉田教育部参事 細かい要望につきましては、9月の教育委員会議のほうで提案をさせていただく予定になっております。ただ、この通学に関しての、一番はもちろんスクールバスがあるといいとは思いますが、他市の例えば富里、野田市、ほかの特認校の資料を集めましても、保護者の方が責任を持って送迎をするという形が一番ですね。中には、特別にバスを使ってもという部分もあります。多分第二小学校においても、保護者の方に安全面のことについては、お願いすることになると思います。

あと、先ほどお話がありました学童の設置に関するアンケートですが、保育課のほうとも連携をとりまして、あと、放課後子どもプランが非常にいい活動をしておりますので、その放課後子どもプランを取り入れながら、学童もやっていけるといいかなという話し合いも今出ております。そういうことも含めまして、9月にアンケートをとるような方向で今進んでいます。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかに。

○石亀委員 私も交通手段が一番ネックになる部分かなと。来ていただきたい、けれども、自己責任でという、義務教育、小学校ですし、それはもう親御さんが責任を持つてということはあると思うのですけれども、その辺も市のほうで予算を組んでいただけるようになるのがより望ましいかなというふうに思います。他市町村の例もあるかと思うのですけれども、それくらいしないと、なかなか思い切って親御さんも仕事をしながら、子供を通わせるというのは、なかなか難しいところもあるのかなと思いますので、交通手段の何か公的な確保というのは、第一に考えていただければなというふうには思います。

いろいろな思いがある子供たち、親御さんたちの受け皿になるということもあると思うのですけれども、小さな学校だからできる、豊かなといいますか、こういうことができますよといった農家もあるし、先ほど工業団地の話もこの会議の前に出ていましたけれども、工業団地とのかかわりだとか、地域から学べるものがたくさんありますとか、そういった具体的なものをPRに使えるようなことを実際にできます、ぜひやっていく方針みたいなのを何か発信できるといいのかなというふうに思います。

実際、期待を持っていてできなかつたら、もう本当にこれは残念でということだと思ってしまうのですけれども、学校だよりという話がありましたけれども、学校だよりというのは全部14校合わせての学校だよりでということがあれば、よりいいなと思うのですけれども。ほかの学校に通っている方で、来ていただいてもいい。何かそういうことを検討しているらしいだとか、その辺入れるのかどうかわかりませんが、そういった目に触れる機会が多いのがいいなと思います。

小規模特認校というのは何みたいな感じで、広報でコラムが載るとか、市の広報でコラムが載るとか、何か動きは確かに議事録等でももちろんわかるし、興味がある人は見ていると思うのですが、もっとよく目に触れるような形、今は消極的な形でしかできないかもしれないのですけれども、もし、できるのであれば、そういった、こういうことをやっているらしいよというのが、自分の家に子供がいなくても、話題にできるような感じはできるといいなと思います。

今年度はこういう形でしか、スピード的にはできないかもしれませんが、来年度以降もっと広報活動、それから二小のだれだれさんがクラスの学習をPRできるように徐々に充実していける。地域の人も入ってきて、例えば農業のことを教えてくれるよとか、工業団地の人が来て、そういう話

をしてくれるよとかという機会を持てる学校みたいな、そういう学力プラスアルファ、手厚いプラスアルファみたいなことができるといいなというふうには思います。そういったことは、審議会の皆さんでも話し合われていくのかなと思います。まとまらないのですけれども、方向性に向けては、広報、もうちょっと何とか、小規模特認校をみんなで考えようという、何かそういうアピールができなかなというふうに思いました。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかに。

高城です。石亀委員とほぼ一緒なのですけれども、中学生ですと、こっちの学校はサッカーがないから、じゃあ、南山中に行くとかありますので、第二小にしかない、太鼓をやりたいといたら、二小に行けば太鼓を習えるよとか、何かそこでしかないもの、ぜひぜひ。初年度、1年目ということで本当に1人でも通学する子がいれば、来年は2人、初年度というのは本当に大変だと思いますので、ぜひこれをきっかけに魅力ある学校にさせていただけたらと、本当に期待しております。

ほかにどうでしょう。

ご意見がなければ、協議第1号についてお諮りします。

協議第1号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高城委員 それでは、協議第1号は原案のとおり決定いたします。

○協議第2号 「教育委員会事務事業の点検及び評価の進め方について」

○高城委員 次に、協議第2号「教育委員会事務事業の点検及び評価の進め方について」説明をお願いします。

染谷部長お願いします。

○染谷教育部長 それでは、協議第2号「白井市教育委員会事務事業の点検・評価の進め方について」ご説明いたします。

裏面をご覧ください。

教育委員会事務事業の点検・評価につきましては、毎年度実施をしているわけですが、市の事務事業評価につきましては、今年度から新たな評価システムになりました。

しかしながら、この市の評価システムをそのまま教育委員会のほうへ持ってきますと、評価の視点がまず違うというのと、スケジュール的に間に合わないというようなことがございますので、基本的には当面、従来行われている事務事業評価、点検・評価を継続したいということでのご提案でございます。

資料に沿って説明させていただきます。

1点目の基本的な考え方でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、平成29年度白井市教育委員会の事務事業の点検・評価、これは平成28年度事業が対象になりますけれども、これを実施するものでございます。

点検・評価の対象、それから方法及びスケジュールは以下のとおりとしております。

2点目になります、点検・評価のまずは対象でございますが、白井市第5次総合計画・前期基本計画・前期実施計画の平成28年度事業を対象に実施するものでございます。

事業につきましては、重点戦略事業として8事業、このうち関連事業として2事業がございます。この重点事業の8事業については、3ページと4ページにございますけれども、3ページ、4ページをご覧くださいと、まず3ページの目標実現に向けた取組として、括弧書きの番号がございます。

(3)のところのみどりや文化資源などを活用した魅力ある暮らしの促進ということで、これ環境課と連携した事業が一つございます。

それから、ずっと下がります、戦略の柱の1-3のところの(3)のところの一番下のところで、放課後子ども教室事業。それから、その下、(4)の事業でありますけれども、補助教員配置事業。それから地域人材活用事業。それから一つ飛んで、子どもしごとフェス事業。それから、下から三つ目になりますけれども、環境学習推進事業、これは環境課との連携になります。

4ページに行きまして、4ページの3-2の(4)のところに二つほどございます。総合型地域スポーツクラブ支援事業。それから、白井市民大学校事業ということで、8事業がこの戦略事業になっております。

戻りまして、分野別の計画事業については28事業、合わせて教育委員会としては36事業が評価の対象となっております。

点検・評価の方法でございますけれども、これまでの教育委員会の点検及び評価については、担当課等による1次評価、自己評価になります。それと、市の庁内評価委員会による2次評価が行われた事務事業評価結果をもとに実施をしてきておりました。

先ほども言いましたように、今年度から事務事業評価については、評価方法が見直されまして、白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準が策定をされております。これについては、資料を2冊ほどお配りしておりますけれども、資料の1のほうに新たな行政評価システムということと、資料もう一冊として、白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準というのが、新たに策定をされたところでございます。

今回の市の評価の見直しでございますけれども、これまでは事業ごとの評価をしておりますけれども、これからは施策評価を導入して、総合計画審議会による外部評価を導入するというので、評価方法が行政評価に変更になっております。

そういったことから、教育委員会の点検・評価については、この評価をもとに今まで、市の評価をもとにやってきましたけれども、これでは時間的なもの、それから評価の内容等、視点が少し違ってきておりますので、これが反映しにくいということになります。したがって、教育委員会のほうでは、これまでの事務事業評価を実施して行って、最終的には協議会のほうにかけていきたいということでございます。

変更となるものでございますけれども、2ページのほうであります、①はこれまでの事務事業評価シートをそのまま使っていくということで、これは変更ございませんけれども、②番目、③番目でございます。これまでは全量評価として、実施計画事業の全ての事業について評価したものを全部見させていただいて、その中からピックアップして評価をしてございましたけれども、今年度からは、②として重点戦略事業については、毎年、8事業ですから、四つから五つを事前に選定して隔年で全ての事業を回していくということで行っていきたく。

それと、2点目の分野別の計画事業については、28事業ございますけれども、これを毎年5から6事業を事前に選定して、5年間の実施計画期間の中で全ての事業について評価をしていくというこ

とで、全量、1回に全量をやるのではなくて、この計画期間、実施計画5年ありますので、5年の中で、重点戦略事業については2回、それから分野別については1回、それぞれ評価をしていくという評価に変更していくということでございます。

この考え方は、既に事業計画で載せられたものについて、毎年度評価をするのではなく、事業計画どおりに進めている内容について、経過または最終的には結果について評価をしていくということで、計画事業をその都度やって、評価をして改善ということは、当然、これは事務的にも進められるものがございますから、外部評価については、その都度都度で規定を設けてやっていきたいということでございます。

それから、4点目の点検・評価の委員でございますけれども、1ページの四角の中に法律が示されておりますけれども、この第2項に、学識経験を有する者の知見を活用すると、活用を図るということでございます。

これまでは2名の学識経験者としてお願いしておりますけれども、委員会等でも外部評価というのが重要であると、市のほうも外部評価を導入しております。これを1名増員して3名にして、外部の学識経験者の評価の割合を高めたいということでございます。

このスケジュール関係については、これは従来と同じでございます。

できるだけ早い評価をして、来年度の予算、次年度の予算、それから事業計画に反映をさせるという本来の目的を達成していきたいということ考えております。

教育委員会の評価については、以上でございます。

なお、市の評価システムの資料がありますので、少しだけ説明をさせていただきます。

資料1の新たな行政評価システムについてご覧ください。

この2ページを見ていただきたいと思います。

これまでの行政評価ということでございます。概要のところ、3点ほど示されています。①が総合計画の進行管理による着実な推進、それから②が評価結果の予算への反映、③が事務事業評価の点検・是正による職員の意識改革、こういった目的でこれまで実施をしてきたというところでございます。

4ページに移りまして、これからの行政評価の目的ということで示された新たな評価の視点でございます。下から3行目にありますけれども、「そこで」の続きの、本市の行政評価は「市民満足度の向上」を目指して、「総合計画の着実な推進」、「より質の高い行政サービスの提供」、「より高い効率の追求」を図ることを目的とします。ということで、図3にも示されておりますけれども、この3点が目的となって、市民満足度の向上を図るというような評価の視点に変わってきております。

5ページですけれども、(3)のこれからの行政評価に求められる視点ということで、これも下から3行目になりますけれども、新たな行政評価システムは「事務事業のスクラップ・リセットの徹底」という視点を強化し、これを実現するための仕組みを構築することにより、必要性の低い事務事業等については、勇気をもってスクラップ・リセットを判断しますということで、計画事業に載せたものをスクラップしていくという考え方は、余り私は好きではないのですが、計画事業に載せたものはより改善をして、それを高めていくというのが評価だと思っておりますが、今回の評価はそうではなくて、できるだけスクラップ・リセットしていくのだということの評価に変わってきたわけでございます。

6 ページに新たな行政評価システムのポイントということで、先ほど触れましたけれども、1 点目が施策評価の導入。事務事業より一階層上のレベルである「施策」を対象とした評価の導入をしますということでされております。2 ページに図 2 がありますけれども、今までは一番下の事務事業についての評価をしてきたわけですが、これからは 2 段目、中段にあります施策の評価ということに変わってきたと。

それから、外部評価の導入ということで、総合計画審議会委員による外部評価を導入しますということになります。

それから、一番下にあります事務事業の見直しの基準の策定ということで、これはもう 1 冊の別紙になります。

この事務事業評価の基準の策定ということで、8 ページを開いていただくと、2 として、事務事業評価の基準として、対象事業は重点戦略と分野別計画事業としますとされております。

評価の視点ですが、今回の事務事業評価では、必要性、有効性、効率性の三つの視点に基づいた評価をするということで、今までとは評価項目についても、若干変わってきているというような状況でございます。

それから、1 2 ページを開いていただくと、市のほうの評価のアプローチとスケジュールが載っていますが、事務事業評価というのは、これまでと同じようにされてきております。真ん中の施策評価が新たなシステムになりますけれども、これが 7 月に評価シートを書く。これは各部署で作成をするようになります。それから 8 月に行政評価委員会、これは内部組織ですけれども、2 次評価、それから総合計画審議会ということで、これは外部評価、で、3 次評価。それをもとに今度は各部署でいろいろな意見に対する対応等を検討して、最終的には行政経営戦略会議、これは、以前は政策会議という市の最高決定機関ということで位置づけられておりますけれども、今回から名称が変わりまして、行政経営戦略会議ということで、ここで初めて市の方針が決定をしていくということで、1 1 月になります。

この施策評価をもとに、教育委員会の事務事業評価、点検・評価を実施していくと、大変遅い時期になってしまいますので、従来どおりの事務事業評価のスケジュールに合わせて教育委員会の評価は、施策評価とは別に行っていくということで、今回は提案させていただいたものでございます。概要は以上でございます。お願いいたします。

○高城委員 ありがとうございます。

協議第 2 号について、ご質問等がございましたらお願いします。

○小林委員 よくわからないところもあるのですが、まず、一番基本的に、私たちが一旦稟議をかけると、それが何か廃止にはならないと、そういうようなことではなくて、スクラップするというのは、それも、そういうようなことかと思うのですが、この施策評価というのですか、これ評価というか、それをまた事業そのものよりも上にあるということは、例えば若い世代のそういう取り組み、そういうのがあった場合に、子供に対する放課後子どもクラブのやっているそういうもので、それは施策として非常に重要だから、これはこれでそんなに集まらなくても事業は続けていくという、そういう発想なのか。集まらなければスクラップしていく。その辺のところとよくわからないのですけれども、何か捉え方ができていないと思いますけれども、伺いたいと思います。

○染谷教育部長 このシステムは、今年からスタートするので、私たちもまだ 1 回目を経験していな

いので、担当部局から説明があった内容で、今やっているのですけれども。基本的に、総合計画を策定するときに、実施計画事業まで定めて、その頂点に立つのが市の将来像になってくるのですけれども、その一つ一つの事業について、これまで評価をしてきた。その評価については、達成度とか有効性だとか、そういったところでの判断をしてきたところでございますけれども、これからの評価については、施策評価ということで、幾つかの事業が含まれた内容になっています。その内容が、議題の5番の協議書のほうの3ページ、4ページ。この重点戦略事業の体系というふうにありますけれども、戦略1、2、3とあります。それから戦略の柱がそれぞれ三つぐらいになりますかね。その次に施策として位置づけられた一番上に若い世代が魅力を感じるゆとりある住環境整備の促進ということで、これは二つの事業がございます。

それから2番目に、子ども連れで外出しやすい道路や公園・広場などの整備等、こういった事業がそれぞれあるのですけれども、この事業を一括して評価をしていくということになるのですね。資料の1の13ページ目ですね。施策評価シートってありますけれども、その一番下の表のところに構成事業というのがあるのですね。施策名として、ゆとりある暮らしを支えるまちづくりということで、これを施策として位置づけて、それに関連する事業が五つされている。これら全体を評価していくというふうに変わっています。

ですから、一つの事業が相当高い満足度を持った事業であっても、ほかの事業が落ち込んでくれば、その事業全体の評価というのは、施策で捉えますので変わってくる。それぞれの項目についてチェックをしていって、バツが多ければスクラップだ、あるいはリセットだということで持っていくというような形になるのだらうと思います。

これが新しい評価で、今までの評価は事務事業ですから、一つ一つの事業について達成度だとか、満足度だとか、そういったものについて評価をして、改善すべきは改善、スクラップするときはスクラップということで、基本的には残していく方法、予算削減だとか、あるいは逆にもっと充実をするのだというような取り組みを事業ごとにやっていたのですけれども、今度はもっと大きな、事業ごとではなくて、このゆとりある暮らしを支えるというところでの下支えをする事業全てを見て評価をしていくというような方法に変わってきているので、今までとは若干違うということになります。

それから、視点がスクラップ・リセットを目的にしているような評価に変わってきているので、事業を実施する課としては、非常に難しいのですけれども、評価を今後求められていくと。あるいは、実施、改善というのは、相当強く求められる評価になってきたなということになっています。

○小林委員 今の方向は、何となくわかったのですけれども、教育の場合、継続性ということがいわれますよね。だから、数年というか、一、二年でもうこれはスクラップだという、そういうような視点というのは、全部、教育にも当てはまることとして決められたことなのですね。

○染谷教育部長 どの部署も同じだと思うのですけれども、教育委員会、学校教育の関係ではALT事業というのが、日本どこでも同じですけれども、効果が見えない事業と言われているのですね。相当のお金をかけながら、効果が見えない。それは何なのか、英語の学力が上がれば効果なのか、話せるようになれば効果なのか、そこは判断が分かれるのだと思うのですけれども。ALTが本市でも監査のところでは毎年議論になるのですけれども、相当の事業費を投入しながら、英語教育の部分で目に見えた効果というのは、どこにあらわれているのですかというのは、よく質問されるのです。

そうではなくて、教育そのものは、学力向上というのは大きな命題かもしれませんが、社会

に出て、英語を習った、触れていたというようなことがあるだけでも、それは教育の成果なのかなというふうには思うのですけれども、そうではなくて、今の監査委員さんとかは、予算、費用対効果を見たときには、そういった目に見えるものが求められる。

ですから、例えば今回の施策評価の中にALTが入ったときには、非常にきつい評価になってくるのだらうなというふうには思います。そこは今後、事業の進め方、数値のあらわし方というのは、ここでいろいろ見直されると思いますので、そこは各事業に合った評価方法なり、目標設定というのが、今後は求められていく場合もあれば、事業担当者としては、そういったものを十分説明して理解を得ていかないと、一律のスクラップ・リセットというふうになっていってしまうなというのは今感じています。

○石亀委員 これは結局、最終的には、教育委員会がかかわることについて、市の施策に沿っているかどうかということの大きな命題になってくるのかなという印象なのですけれども、最終的にスクラップする、しないという評価は誰が決めるのですか。部局というか、市長の方針、誰が決めることになるのでしょうか。

○染谷教育部長 資料1の11ページを開いていただくとわかるのですけれども、事務事業評価、施策評価、行政経営戦略会議というのがありますけれども、施策評価を第1次、第2次、第3次、第3次が外部評価になりますので、ここの意見が非常に大きなウエートを占めます。ここの評価をもとに各部各課が評価をしてから、もう一回、市内部の行政評価委員会というのに戻されます。そこで、対応検討したものが一番右下にあります要改善候補事業の廃止・方針転換等の決定、審議会の意見に対する市の方針決定ということで、二つの決定をしているわけですが、これが行政経営戦略会議ということで、市長をトップとした市の決定機関、市長、副市長、教育長、それから各部の部長がメンバーになっているところで決定をしていくというような。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○小林委員 その行政改革の方向として、とにかく硬直化を少しでもしないように、全部スクラップにすべきものは、思い切ってやりなさいというようなことなのかなと思うのですけれども、学校関係でも最近またはやり出したというか、全国一斉の学力テストが実施されていますが、そうすると、ほかの県なんかは、常にそれでトップになりたいという気持ちになりますよね、結局は数字的なものにかかわるというか、そこに行っちゃうような気がするのですけれども、それは仕方のないことなのでしょうかね。

○石亀委員 これは協議事項なのだけれども、じゃあ、こういう方針で行くけれどもどうですかみたいな感じの、市ですね。事業のリストラというか、そういうふうにしていかないと、限られた予算の中で、今までの全ての事業をやっていくことが難しいという一つの理由もあるかもしれないなどは思うのですが。教育に関しては、教育長が会議のトップの中に入っている、今までもそうだと思いますけれども、そういうことなので、私たちが委員会で、これって絶対なくしてほしくない事業だよねということは、教育長に力説していただいて、消えるということになるわけです。

でも、スクラップの目的だって言われると、何か。

○染谷教育部長 市の評価システムは、この資料1のとおりが変わっていきますけれども、今回教育委員会協議で協議をさせていただいているのは、そうではなくて、この評価システムに沿った教育委員

会の評価ではなくて、従来の事務事業の点検・評価、昨年度まで行っていた点検・評価を今後も継続していきますよと。その中で改善すべきは改善、なくすべきはなくす。また、新たに付け加える、合体させる事業があれば、そういった工夫をしていくという評価、従来どおりの評価をしていきたいということでの提案です。

そこで、教育委員会での評価が終わったものについては、市の評価システムということで取り入れたもので、若干変わってくる可能性はありますけれども、そこは教育委員会としての評価はこうですということで、それは主張していく内容になりますので、できるだけ教育委員会は教育委員会独自の評価であっていいのだというふうに思います。市に合わせた評価というのはないと思います。独立した執行機関として認められた教育委員会、また、そこに教育委員さんの会議、合議制があるわけですから、それは別の評価があっても仕方ないことだというふうに思いますし、評価方法も市に合わせる。事務方としては、市の評価にやっていきますけれども、教育委員会の点検・評価、法律で定められた評価は従来どおりの評価で、今後継続して行って、やっていくというところ、2本立てになってしまいますけれども、事務担当は大変かもしれませんけれども、そこは教育委員会独自性を出していくということでの今回は提案をさせてもらっています。ただその中で、事務量が事務方多くなりますので、5年間で全ての事業を評価していくという方式に変えたいということでございます。

○高城委員 ありがとうございます。

よろしいですか。ほかに。

ご意見等がなければ、協議第2号について、お諮りいたします。

協議第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高城委員 それでは、協議第2号は原案のとおり決定いたします。

以上で、協議事項を終わります。

非公開案件 報告第1号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

○高城委員 報告事項は、非公開案件となっております。

報告第1号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」説明をお願いします。

○吉田教育部参事 それでは、報告第1号「準要保護児童・生徒の認定について」よろしくお願ひいたします。

学校教育法第19条の規定による援助を行うため、次の児童生徒について、準要保護児童・生徒として認定しましたので、ご報告いたします。

次のページ以降の平成29年度要保護・準要保護児童・生徒名簿をご覧ください。

今回の認定につきましては、白井第三小学校1名になりますが、備考欄の認定要件に適合しております。

また、最後のページの平成29年度要保護及び準要保護児童・生徒一覧につきましては、平成29年8月1日現在の認定者数になります。以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。

報告第1号について、ご質問などがございましたらお願いします。

質問がないようですので、報告第1号について終わります。

以上で、本日の議決事項、協議事項及び報告事項に係る議事については終了いたしました。これ以降の進行については、教育長にお願いいたします。

それでは、教育長よろしく申し上げます。

○井上教育長 高城委員には、議事の進行を行っていただきまして、ありがとうございました。ここからは、私のほうが進めたいと思います。

○その他

○井上教育長 その他で何かありましたらお願いします。

○染谷教育部長 「白井の教育」29年度版について、ご説明したいと思います。ただいま資料をお配りします。

○染谷教育部長 それでは、毎年度策定をしておりますが、「白井の教育」ということで、平成29年度版が策定をされましたので、報告と、お読みいただければ、これを配布、学校あるいは保護者、一般市民等への配布をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

昨年と変わったところだけ説明をさせていただきます。基本的な部分は変わっておりません。教育長の挨拶は、毎年変えていただくようお願いしていると思っております。今回、教育長につくっていただきましたので、ここは大きく変わっております。

それと、6ページ、7ページの学校の紹介のところでございますけれども、ポイントとなるところを太字で示して、学校のワンフレーズで言えるような特色というのを強調したところがございます。

次に、8ページ、9ページですが、これが新規でございます。昨年度または今年度実施する、あるいは実施した事業について、各課事業の紹介として、今年度から4課の紹介をさせていただいております。

教育総務課では、大山口中学校の図書室の増築、イメージ図を含めてですね。それと、もう一つは、新しい給食センターのイメージ図を載せております。

それから、学校教育課・教育センター室では、「なしビジョン」というのを大きく載せて、各事業についての説明をさせていただいております。

それから、生涯学習課の紹介、それから、文化課の紹介ということで、それぞれ写真を入れて、わかりやすくしたものでございます。

ここは毎年度、それぞれの課でPRの場として活用していきたいということで、これは大きく今年度から変わったところがございます。

それから、10ページ以降、昨年と変わっておりませんが、10ページのところに、利用度の高い施設について写真を掲載して、少し目で触れるような情景で、プールとそれからテニスコート、それを新たに写真として掲載したところがございます。それから、プールについては、今年度大きく改修を、スライダーですけれども、改修をしますので、利用者も大変多いということで、改めてプールの写真を載せていただいたというところがございます。内容については以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

今のことにつきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

この顔写真はいつから使われているものなのではないでしょうか。ひとり言でした。

○井上教育長 ありますでしょうか。

○小林委員 教育費の割合を他の支出と比較して、市長の言葉でいうとどうなのでしょう、10.5%。

○染谷教育部長 それぞれの年度で大きく変わります。特に、学校関係の経費については、校舎の増改築だとか、そういったものがあつたときには、もう高くなりますので。白井市の状況を見ますと、全体で10.5%になっていますけれども、昭和50年代60年代は、恐らく20%ぐらい、あるいはそれを超えていた時代があります。

なぜ、10%まで落ち込んだかという、総額はそんなに落ち込んでいるものではなくて、相対的に落ち込む、割合が少なくなったと。要は扶助費ですね。ここには民生費と書いてありますけれども、民生費が35.8%、ここまで膨れ上がっているのですね。それと総務費、ここは一般、人件費とかになります。人件費が大体10%ですから、大体四、五億ぐらいになるのかなと。相対的に、割合としては落ちましたけれども、事業予算としては、それほど変わっていないと。

他市を比べたときに、白井の教育費、いろいろ学校からは不足していると、消耗品だとか、印刷機だとか、不足しているという状況ありますけれども、他市の状況からすると、まだまだ白井市の場合には手当てが厚い、特に補助教員だとか、そういった面では、手厚い教育費になっているのかなというふうに思います。以上でございます。

○井上教育長 ほかにございますか。

それでは、また見ていただいて、何か間違い等がありましたら、ご指摘いただければ、今後また、学校等には配布していきますので、直しますので、何かありましたら、電話等でも教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○山本文化課長 例年刊行しています「白井の図書館」平成29年度版ですけれども、28年度を集計したものを配らせていただきます。査収をお願いしたいと思います。

基本的には、例年どおり同じような資料を積み重ねるような形で作成しております。22ページをご覧いただきたいと思うのですが、図書館サービスの指標、これは以前も誰か説明したと思うのですが、平成11年ころをピークに、アナログ関係の図書、国全体での傾向なのですけれども、ご覧のとおり入館者数、貸出冊数、市民1人当たりの貸出冊数等、徐々に実は減ってきています。司書のほうも、原因大体わかっていますので、その原因の対策、それから今後の傾向というのですかね、ID関係の資料であつたりとか、いろいろな方向示されていますので、そういった将来見据えた図書館業務ということを見据えながら、反省しながら、業務進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○井上教育長 このことについて、何かご質問等ありますでしょうか。

それでは、これも後でよくご覧いただければと思います。

ほかにありますでしょうか。

○川上生涯学習課長 今お配りしたものですけれども、先月ですか、7月9日から23日、印旛郡市民体育大会ということで、先月、若干お話ししたかと思うのですが、大会の結果として、集計して出ております。白井市につきましては、9点というのが優勝ですか、これは卓球の女子、テニス男子、この2種目ですかね。あと、準優勝につきましては、柔道、空手、サッカーというようなところになります。

実質、個人種目の中では、陸上で30歳代男子の1500メートルで優勝だとか、40歳代の3000メートルで優勝だとか、そういうものがあります。空手につきましても、これ総合で2位なのですけれども、実質、個人種目で少年男子の部で渡辺さんという人のが優勝しておりまして、成年男子の部で橋本さんという人が優勝しております。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これもちまして、本日の会議は終了といたします。

次回は9月5日火曜日、午後2時からとなっております。

次回の議事進行については、高城委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、お疲れさまでございました。